

一般社団法人奏の杜パートナーズ

第10期（2020年度）第123回理事会 議事次第

（2020年5月13日 招集なし）

※ 定款 第34条に則り決議の省略とする（裏面参照）

1. 報告事項

1) 事務局から

監査報告について・・・1

「住まいのまちなみコンクール」表彰式、総会・懇親会 中止の件・・・5

近隣住民からの要望とその対応について・・・6

今後の集会所の使用について・・・7

2. 議決事項

1) 「第9回定時総会」の開催について

報告事項：第9期事業報告書の件

議決事項：議案第1号：第9期計算書類承認の件

議案第2号：第10期事業計画及び予算承認の件

3. その他

1) 第9回 定時総会 開催の方針について・・・8

2) 今後のスケジュール（5月・6月）について

*第124回理事会 6月10日(水) 19:00～

*イベント委員会 6月13日(土) 10:00～

*第9回定時総会 6月20日(土) 9:45～

3) 第122回理事会議事録（案）

以 上

- 四 第38条第1項に規定する委員会の設置と委員長の承認
- 五 事業の執行方法の決定
- 六 総会提出議案の決定
- 七 当法人の財産管理の方法及び管理の実施
- 八 その他必要な事項

(開催)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事会は、理事長を含む理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって行う。ただし、理事と特別の利害関係を有する議案であると理事の過半数が認めた場合、当該議案の決議は、当該理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第34条 理事が、理事会の議案について提案した場合において、その議案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 総会、理事会以外の機関の設置

(会計監査人)

- 第36条 当法人は総会の決議により、会計監査人を置くことができる。
- 2 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。
 - 3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当